

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方 ご確認ください！

私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業

- 平成30年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。
- 年収400万円未満の世帯(※)が対象です。

※年収はあくまで目安であり補助を受けるにあたっては所得要件、資産要件等の諸条件があります。詳しくは詳細版のお知らせをご覧ください。詳しくは詳細版のお知らせをご覧ください。詳しくは詳細版のお知らせをご覧ください。

※検索エンジンか神奈川県ホームページから「神奈川県 私立小中学校等 経済的支援」で検索

- 年額10万円を上限に授業料を支援します。
 - 学校が代理受領し、授業料が減額されます！
- 注：授業料の金額が10万円を下回る場合、授業料を上限に支援します。
- 文部科学省が実施する調査に協力いただきます。
 - 支援を受けるための条件となります。

対象になる方は、平成30年9月5日(水)以降に、学校から、申請に必要な書類を受け取ってください。

申請期間:平成30年9月5日(水)～9月18日(火)



神奈川県

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

TEL 045-210-3793(直通) 平日8:30-17:15 (12:00から13:00の間を除く)

横浜市中区日本大通1 〒231-8588